公益財団法人東京都体育協会役職員等旅費規程

- 第1条 この規程は、公益財団法人東京都体育協会(以下「協会」という。)の用務のために出張旅行する協会の役員及び職員(以下「役職員」という。)並びに役職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な事項を定める。
 - 2 役職員以外の者が協会の依頼により、調査研究その他協会の用務のため旅行した 場合には、その者に旅費を支給する。
- 第2条 協会役職員の旅費については、東京都の職員の旅費に関する条例を準用する。
 - 2 格付基準は下表による。

都の等級	準用する協会の役職
指定職	会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事、常任理事、理事
7級以下	事務局長、事務局次長、部長、担当部長、課長、担当課長、
	主査、主任、主事

- 3 役職員以外の者の旅費については、理事長が別に定める。
- 第3条 前条の規定にかかわらず旅費を調整し、又は定額打切旅費を支給することができる。

附 則

- 1 この規程は、昭和58年4月1日から施行する。(給与及び旅費規程は廃止する。)
- 2 この規程は、平成9年4月1日から施行する。(主査の格付新設)
- 3 この規程は、平成13年4月1日から施行する。(事務局次長の格付新設)
- 4 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
 - (東京都の職員の旅費の給料表の切替に伴う格付改定)

- 5 この規程は、平成21年4月1日から施行する。 (東京都の職員の旅費の給料表の切替に伴う格付改定)
- 6 この規程は、平成22年4月1日から施行する。 (東京都職員の旅費の給料表の職級の区分の統合に伴う格付改定)
- 7 この規程は、平成24年3月21日理事会議決により一部改正。
- 8 この規程は、公益財団法人東京都体育協会の設立登記の日(平成24年4月1日) から施行する。